

令和7年(ワ)第667号 損害賠償請求事件

原告 袴田 巖

被告 国

準備書面 (3)

2026年6月3日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小川 秀世

外



記

(確定無罪判決尊重義務についての被告主張に対し反論する。)

第1 「権利(義務)の発生要件」の明確性について

被告は、原告の主張する確定無罪判決尊重義務違反に関して、権利の発生要件が不明確であるなどと主張するが、確定無罪判決尊重義務及びこれに対応する原告の権利は、極めて明確な客観的事実に基づいて発生する具体的権利である。

1 発生要件は「無罪判決の確定」という客観的事実のみである

本件義務(及び原告の権利)の発生要件は、「国家(裁判所)により、被告人に対する無罪判決が言い渡され、それが確定したこと」ただ一点である。これ以上に客観的かつ明確な要件は存在しない。

有罪判決の確定により刑の執行という国家の強制力が発生するのと同様に、無罪判決の確定により、国家機関が当該人物を犯人として扱うことを禁じる法的拘束力が直ちに発生する。

2 実定法上の確固たる根拠

本義務は、原告が独自に考案した架空の概念ではなく、以下の法原則から

論理必然的に導き出されるものである。

(1) 憲法 39 条（一事不再理・二重の危険の禁止）

一度無罪になった者は二度と処罰されないという実体的確定力は、必然的に「国家から二度と犯罪者として扱われない地位」の保障を含む。

(2) 刑事訴訟法における再審制度の趣旨

無辜の救済を目的とする再審において無罪が確定した以上、国家には過去の誤判による烙印（スティグマ）を払拭する責務がある（刑訴法 453 条の名誉回復措置等はその表れである）。

(3) 国際人権規約（自由権規約 14 条 2 項等）の無罪推定の原則

判決確定前の「無罪推定」は、無罪判決の確定により「無罪の確定」へと昇華する。確定後において国家機関がこれに反する言動を行うことは、近代刑事司法の根幹を揺るがす。

(4) 公務員の憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）

そして、以上の趣旨は全ての公務員に課された憲法尊重擁護義務によって検察官を含む全ての公務員に義務づけられている。

第2 「義務（権利）の内容」の明確性について

被告は義務の内容が不明確であると主張するが、本義務が国家機関に要求する作為・不作為の境界は極めて明白である。

1 不作為義務の明確性（本件における中核）

本義務の中核は、「無罪が確定した者に対し、公権力の行使として、当該判決の結論及び事実認定を否定し、事実上当該人物が真犯人であるかのような言動を行わない義務」である。「何をすべきか」という作為義務の範囲には議論の余地があっても、「何をしてはならないか（＝無罪確定者を犯人視してはならない）」という不作為義務の内容は一切の曖昧さが無い。本件における検事総長談話は、この明確な「してはならない行為（不作為義務）」に真っ向から違反するものである。

2 対応する原告の権利（法的保護に値する利益）の具体性

義務の裏返しとして、原告には「無罪確定者として、国家機関（特に訴追機関）から再び犯人視される不安や恐怖を抱くことなく、平穏な社会生活を営む権利」が保障されている。これは憲法 13 条に基づく「人格権」の具体的な表れであり、長年の誤った身柄拘束と死刑の恐怖から解放された原告にとって、何よりも保護されるべき核心的利益である。

以上